

(電気を熱源とする器具)

第22条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。(う)

(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。(う)

(2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。(う)

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第9号まで(第7号を除く。)の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第1号及び第4号から第6号までの規定に限る。)を準用する。(う)(ら)

【解説】

本条は、電気を熱源とする器具(以下「電気器具等」という。)の取扱いについて規定するもので、ニクロム線、シーズ、ハロゲン等の各種ヒーター類のほか、電磁誘導加熱等も対象となる。

1 電気器具等の建築物及び可燃性の物品からの離隔距離は、表22-1によること。

ただし、電気器具等が、(一社)日本電機工業会が定めた試験基準に適合したものについては、防火性能が確保され安全性が高いものとなっていることから、当該器具等に貼付されている銘板又は取扱説明書等に記載の離隔距離としても差し支えない。

表 22-1

火気設備等又は火気器具等の種別					離隔距離(単位：センチメートル)				
					入力	上方	側方	前方	後方
電気温風機	電気	不燃以外			2キロワット以下	4.5 (注7)	4.5 (注7)	4.5 (注7)	4.5 (注7)
		不燃			2キロワット以下	0 (注7)	0 (注7)	- (注7)	0 (注7)
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下 (1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2
						-	20 (注8)	-	20 (注8)
						-	10 (注9)	-	10 (注9)
					4.8キロワット以下 (1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2
						-	15 (注8)	-	15 (注8)
						-	10 (注9)	-	10 (注9)
					4.8キロワット以下	100	2	2	2

					(1口当たり1キロワット以下)	-	10 (注8) (注9)	-	10 (注8) (注9)
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2
						-	10 (注9)	-	10 (注9)
				不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80	0
		-	0 (注8) (注9)					-	0 (注8) (注9)
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キロワット以下)			80	0	-	0
						-	0 (注8)	-	0 (注8)

電気天火	電気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5 (注10)	4.5 (注10)	4.5 (注10)
		不燃		2キロワット以下	10	4.5 (注10)	-	4.5 (注10)

電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 (注10)	4.5 (注10)	4.5 (注10)
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 (注10)	-	4.5 (注10)

電気ストーブ（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	電気	不燃以外	前方放射型	2キロワット以下	100	30	100	4.5
			全周放射型	2キロワット以下	100	100	100	100
			自然対流型	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5
		不燃	前方放射型	2キロワット以下	80	15	-	4.5
			全周放射型	2キロワット以下	80	80	-	80

			自然対流型	2キロワット以下	80	0	-	0
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	-	0
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機・食器乾燥機・食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	衣類乾燥機・食器乾燥機・食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 (注11)	0 (注12)	- (注12)	0 (注12)
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	-	0

※（注7） 温風の吹き出し方向にあつては、60センチメートルとする。

（注8） 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離をいう。）を示す。

（注9） 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離をいう。）を示す。

（注10） 排気口にあつては、10センチメートルとする。

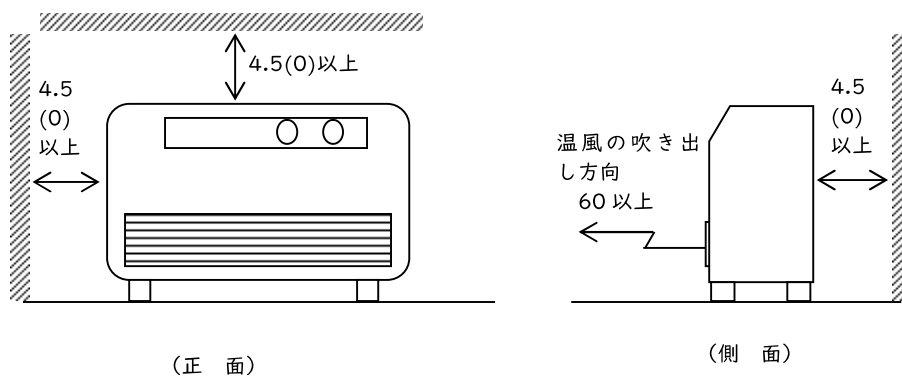
（注11） 前面に排気口を有する機器にあつては、0センチメートルとする。

（注12） 排気口面にあつては、4.5センチメートルとする。

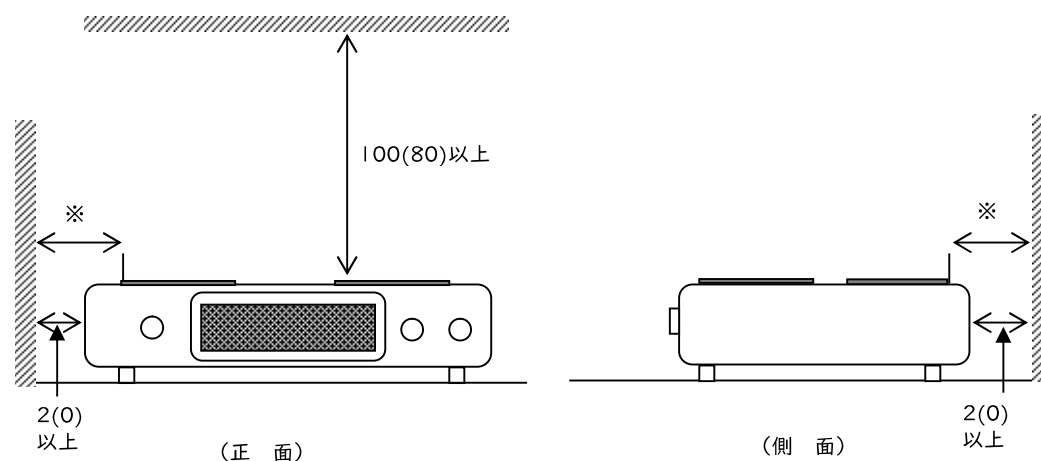
<設置例>

図 22-1 電気を熱源とする器具と建築物等の離隔距離（センチメートル）（（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合の距離を示す。以下同じ。）

① 電気温風機（2キロワット以下）



② 電気こんろ、電気レンジ（電気こんろ又は電磁誘導加熱式調理器及び電気魚焼き器、電気天火又はグリル機能を兼ね備えたもの）、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のもの）



※ 表 22-2 の距離とする。（センチメートル）

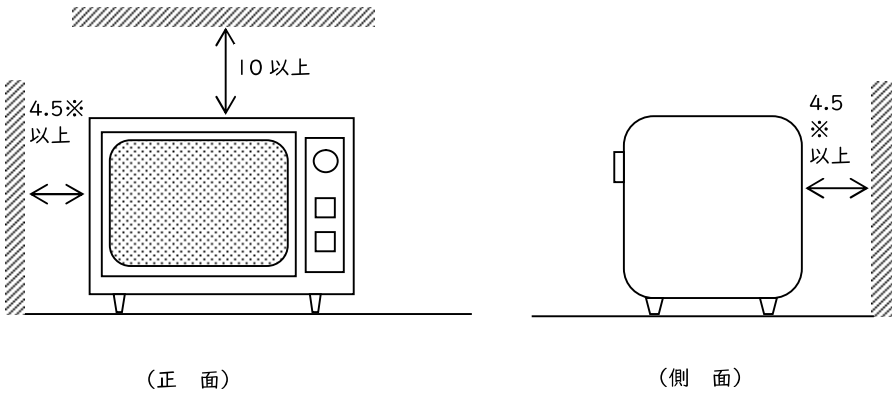
表 22－2

	4.8 キロワット 以下（1口当 たり 2 キロワッ トを超え 3 キ ロワット以下）	4.8 キロワット 以下（1口当 たり 1 キロワッ トを超え 2 キ ロワット以下）	4.8 キロワット 以下（1口当 たり 1 キロワッ ト以下）	4.8 キロワット 以下（1口当 たり 3 キロワッ ト以下）	5.8 キロワット 以下（1口当 たり 3.3キロワッ ト以下）
不 燃 以 外	20（注 1）	15（注 1）	10（注 1）		
	10（注 2）	10（注 2）	10（注 2）		10（注 2）
不 燃				0（注 1・注 2）	0（注 2）

注 1 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離をいう。）を示す。

注 2 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離をいう。）を示す。

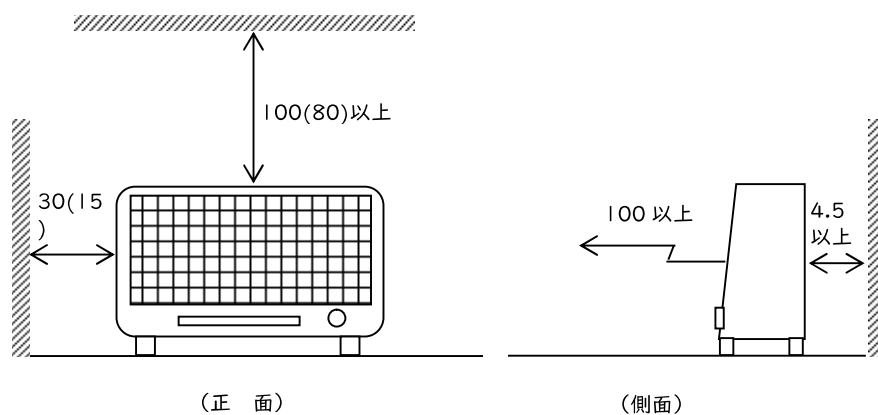
③ 電気天火（電気オーブン又は電気オーブントースターで2キロワット以下）、電子レンジ（2キロワット以下）



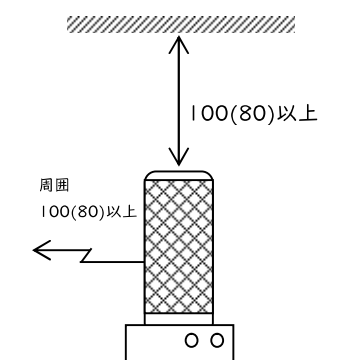
※ 排気口面にあつては、10センチメートルとする。

④ 電気ストーブ

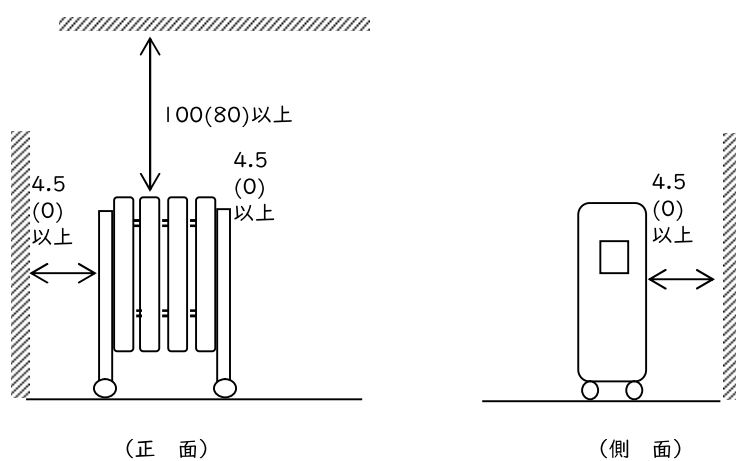
■ 2キロワット以下の前放射型



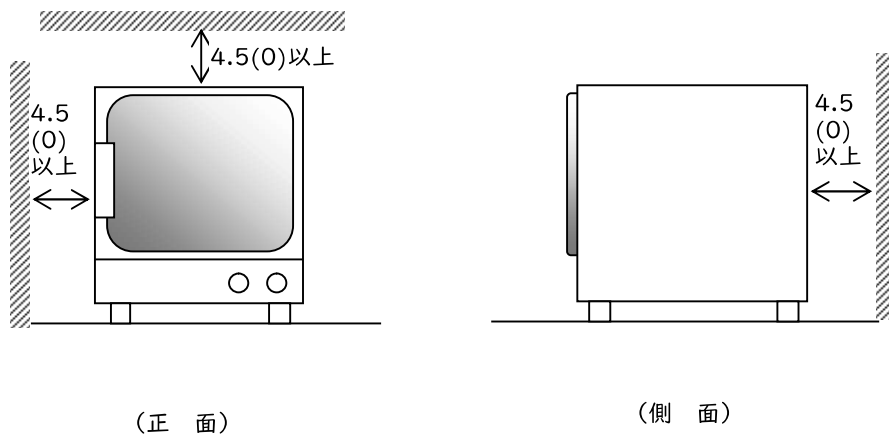
■ 2キロワット以下の全周放射型



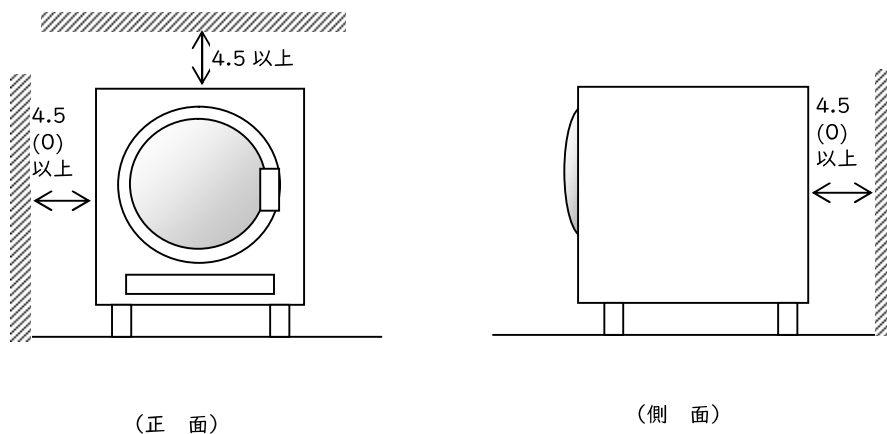
■ 2キロワット以下の自然対流型



⑤ 電気乾燥機（食器乾燥機で1キロワット以下）



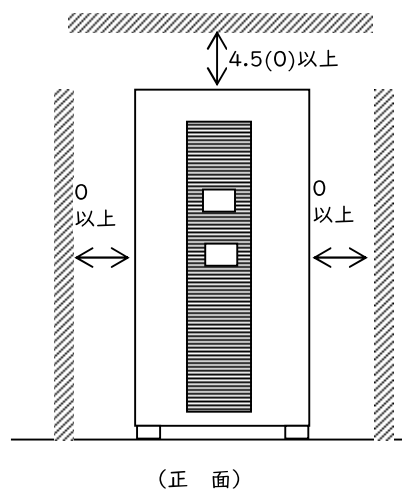
⑥ 電気乾燥機（衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機で3キロワット以下）



注1 前面に排気口を有する機器にあつては、0センチメートルとする。

注2 排気口面にあつては、4.5センチメートルとする。

⑦ 電気温水器（10キロワット以下）



2 第1項

- (1) 第1号は極めて一般的なことではあるが、電源の切り忘れ又は電源を切ったつもりが切れていなかったなどによる出火例が多いため規定したものである。また、コンセントあるいは開閉器の位置等が不適當、タコ足配線により出火に至る例も多いので、注意する必要がある。
- (2) 第2号は、温度制御装置、過熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品、いわゆる特性の異なる部品等と取り替えてはならないことを規定したものである。
- 実際の例としては、電気こたつの温度制御装置を素人が改造し過熱出火した例、温度ヒューズの代わりに電流ヒューズや銅線を接続し、過熱防止できず出火した例などが多いので、注意する必要がある。

3 第2項

電気を熱源とする器具の取扱上の基準を定めたものである。

なお、「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具」とは、電気あんか、電気毛布、電気足温器などをいい、これらは、ふとん、毛布などの可燃物が直接触れて使用するものである。これは、使用目的からして、「第19条第1項第1号から第9号まで（第7号を除く。）」の規定を準用する他の電気器具とは異なり、同項第1号及び第4号から第6号までの規定のみを準用することになる。